

新宿区埋蔵文化財取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく、埋蔵文化財に関する事務を円滑に実施することにより、新宿区内における文化財の保存及び活用を図るとともに、区民の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

(対象)

第2条 新宿区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が埋蔵文化財の発掘調査対象とするものは、原始・古代から近世までに属する遺跡とする。

(試掘調査の実施等)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地(以下「対象地」という。)において開発しようとする者(以下「開発者」という。)に対して、試掘調査の実施を指導するものとする。

- ① 文化財保護法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内の土地
- ② 対象敷地面積が1,000㎡以上の土地
- ③ 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接(50m以内)している土地

2 試掘調査の計画、実施に当たっては、開発しようとする者にその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。

3 試掘調査は、対象地の総面積の概ね5%について実施するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項に規定する試掘調査に代えて工事中の立会を行うものとする。

- ① 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合
- ② 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、開発者に対して慎重工事を指導するものとする。

- ① 対象地においてすでに発掘調査が実施されている場合
- ② 対象地において過去の試掘調査の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合

(指導及び助言)

第4条 教育委員会は試掘調査等により遺跡が確認された場合においては、開発者に対して埋蔵文化財保護措置のための必要な指導及び助言を行うものとする。

(発掘調査)

第5条 教育委員会は、文化財保護法第93条、第94条、第96条及び第97条の規定により届出(通知)の提出があったときは、開発者と協議を行い、工事計画等を調整の上、調査の規模・期間・内容・方法等を決定し発掘調査の実施を指導するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく発掘調査に関する調査指導及び監督を行うものとする。

(発掘調査指導会議の設置)

第6条 教育委員会は、第5条の規定に基づく発掘調査の円滑な実施に資するため、発掘調査指導会議(以下「指導会議」という。)を設置することができる。

2 教育委員会は指導会議に次の事項について参考意見を聴取することができる。

- ① 特に重要な遺構・遺物の調査及び保管方法
- ② その他発掘調査を円滑に実施するために必要な事項

3 指導会議の組織及び運営に関しては、新宿区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(出土品の取扱い)

第7条 第5条の発掘調査等による出土品の保存及び活用のための取扱基準は、教育長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。